

第2次交野市空家等対策計画(案)の概要

1. 基本的事項

■ 計画の目的

- ・空家家の増加が、歴史の中で培われた特徴的な景観や良好な住環境を阻害し、地域の活力や魅力の低下につながらないよう、空家家の増加を見据えた対策の強化が求められている。
- ・空家家対策を総合的かつ計画的に実施することにより、空家家の活用促進や地域住民の生活環境を保全する。

■ 計画の位置づけ

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）第7条第1項に規定する「空家等対策計画」

■ 計画期間

- ・2024年度～2033年度までの10年間
- ・中間年度には空家家の状況変化を調査・確認し、計画見直しの検討を行う。

■ 計画の対象

- ・空家法に規定する「空家等」、空き室のある長屋など

空家法に規定する「空家等」

- ・居住などの使用がなされていないことが常態である建築物、付属する工作物、その敷地



2. 空家家対策の基本方針と取組

空家家対策の基本方針	空家家対策の取組	取組内容
空家家の発生抑制と流通促進	市民への意識啓発	・ホームページ等による情報発信 ・セミナー・相談会の開催
	空家家所有者等への意識啓発	・固定資産税の納税通知の活用
	専門家との連携による活用等支援	・空家家活用支援制度（仮称） ・空家家の活用等支援機会の拡充
	住宅ストックの良質化	・木造住宅耐震補助制度 ・住宅取得流通促進支援事業補助制度 ・中古住宅の流通促進制度の普及
「まちづくり」の視点を持った空家家の活用	伝統的民家を活用した空家家対策【古集落】	・古集落ワークショップ ・伝統的民家活用事業（仮称）
	ゆとりある敷地を維持した空家家対策【計画的住宅地】	・マイホーム借上げ制度の普及
管理不全な空家家の解消	地域と連携した空家家の維持管理	・ホームページ等による情報発信【再掲】 ・セミナー・相談会の開催【再掲】 ・空家家管理サービスの提供
	老朽化した空家家の除却	・木造住宅除却補助制度
	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置	・空家家所有者等への通知・助言等

3. 地域特性別に応じた空家家対策

■ 古集落

- ・伝統的民家の空家家が放置、解体等されないよう、その保全・活用を図る。
- ・文化財保存活用区域等において、伝統的民家の空家家が活用されるよう所有者等に働きかける。

■ 計画的住宅地

- ・生活利便性の向上等を活かして空家家の流通の活性化に向けた啓発等に取り組み、住宅の広さや間取り、良好な住環境を求める子育て世帯の住み替えを促進する。

■ 駅前住宅地

- ・鉄道利用者や単身世帯向けの賃貸住宅や交通至便な立地を生かした活用など、立地を生かした住宅需要を掘り起こし、流通の活性化につなげる。

■ 小規模開発住宅地

- ・再建築や切り離しての利用が困難な長屋の空家家等について、所有者等への意識啓発により適正な管理を促すとともに、地域に精通した事業者等と連携しながら対策を検討する。

4. 空家家対策の推進体制

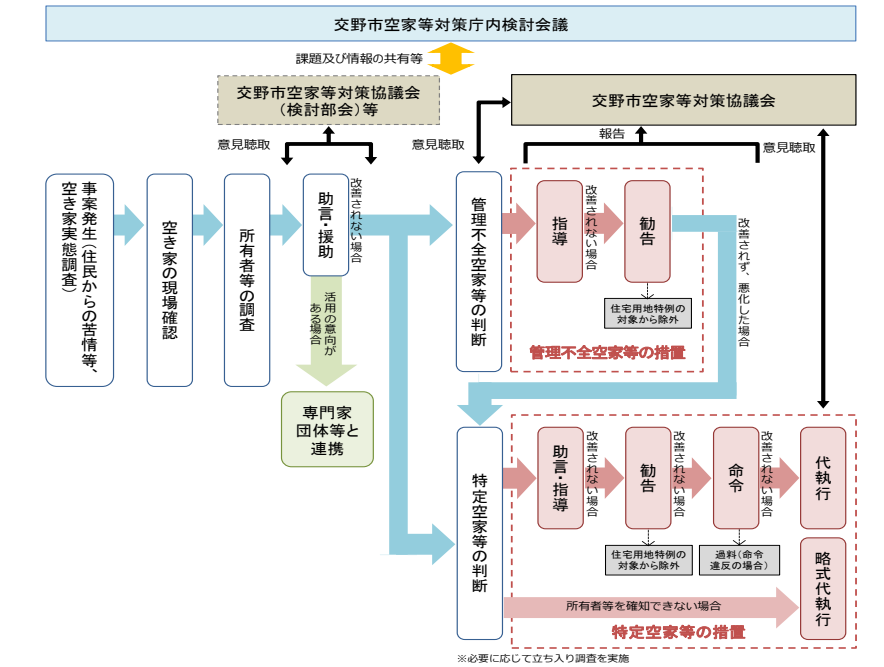
■ 住民等からの相談への対応

- ・大阪の住まい活性化フォーラムや専門家団体等と連携して対応

交野市 都市まちづくり課	・空家家に関する市の相談窓口 ・伝統的民家の空家家に関する相談
大阪住まい 活性化フォーラム	・インスペクション、耐震、リフォーム等に関する相談
連携協定を 締結している 専門家団体	・不動産全般に係る問題や賃貸・売却契約に関する相談 ・住宅の相続や贈与に関する相談 ・空家家の管理に関する相談 ・空家家に係る見回り点検や除草・掃除等に関する相談

■ 対策の推進体制

- ・交野市空家等対策協議会、他の行政機関、専門家団体等との連携
- ・庁内連携体制の整備



【管理不全空家等及び特定空家等の措置等の流れ】

■ 空家家の情報の庁内一元管理

- ・空家家情報を庁内関係部署が共有できるシステムの構築など

■ 計画の進行管理

- ・定期的に本計画の進捗状況を点検・評価し、取組を改善・見直し